

令和6年度 廃棄物管理責任者講習会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



北九州市環境局 循環社会推進課



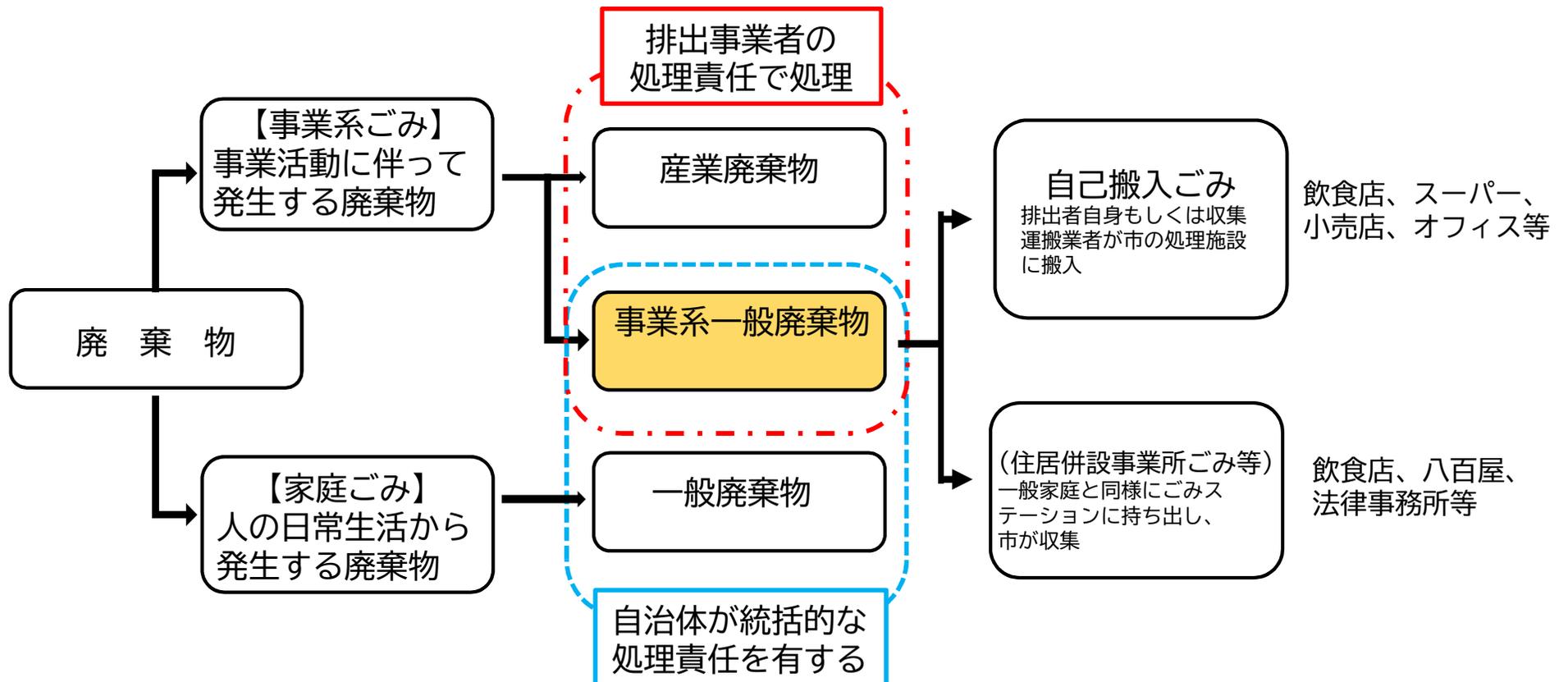
目次

1. 廃棄物とは
2. 廃棄物に関する関係者の責務
3. 条例対象事業所
4. 北九州市の廃棄物の状況
5. 北九州市の廃棄物の状況
6. 紙類の分別リサイクル
7. プラスチックごみのリサイクル
8. 食品ロスの削減について

廃棄物とは

< 廃棄物処理法上の定義 >

- ◆ 産業廃棄物 事業活動に伴い発生した法令で定める20品目
- ◆ 一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物



廃棄物に関する関係者の責務

国民の責務

(廃棄物処理法第2条の3)

- 廃棄物の排出抑制、再生利用に努め、分別して排出すること
- 国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない

市町村の責務

(廃棄物処理法第4条1項)

- 一般廃棄物の減量に関する住民活動の促進を図ること
- 一般廃棄物の適正処理・処理事業の能率的な運営に努めること

事業者の責務

(廃棄物処理法第3条)

- 事業活動で生じた廃棄物は、自らの責任で適正に処理すること
- 廃棄物の再生利用等により減量に努めること
- 製造、加工、販売等に際し、製品、容器等が廃棄物となった場合に、適正に処理できるようにしなければならないこと
- 国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと

条例対象事業所

< 条例対象事業所の責務 >

1. 事業系廃棄物の減量の義務（条例第23条）

- ・再使用又は再生利用を推進する等により、事業所から発生する事業系廃棄物を減量しなければならない。

2. 廃棄物管理責任者の選任（変更）、届出

- ・廃棄物管理責任者を選任し、廃棄物管理責任者選任（変更）届により、その選任をした日から30日以内に市長に届け出なければなりません。
- ・廃棄物管理責任者を変更した場合も、30日以内に届け出なければなりません。

3. 計画書の提出（条例第25条、規則第16条）

- ・事業所から発生する事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書を年度ごとに作成し、**毎年5月31日までに**提出しなければなりません。

4. 再使用又は再生利用の対象となる廃棄物及びその他の廃棄物保管場所の設置

- ・事業所内またはその敷地内に、再使用又は再生利用の対象となる廃棄物及びその他の廃棄物を分別して保管する場所を設置するよう努めてください。
-
-

条例対象事業所

<事業所への立入検査>

(法律第19条、条例第38条)

提出いただいた「事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書」に基づき立ち入り検査を実施します。

【立ち入り検査の内容】

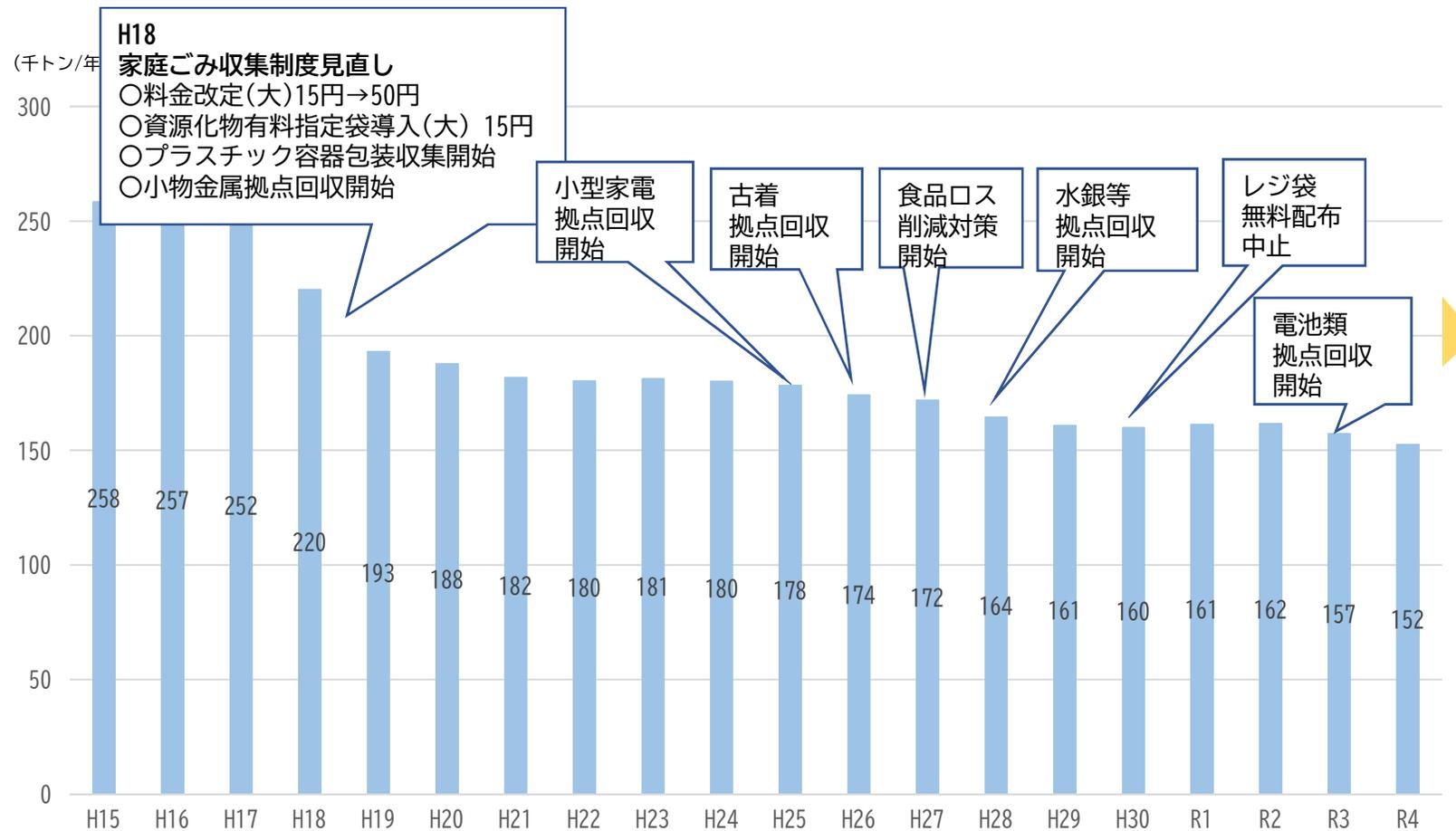
- ①廃棄物の適正な処理・分別
- ②減量・リサイクルの推進状況
- ③廃棄物保管場所の状況・排出状況

●適正でない場合は改善を求め再度、立入を行う場合があります。

北九州市の廃棄物の状況

<北九州市の家庭ごみ排出状況>

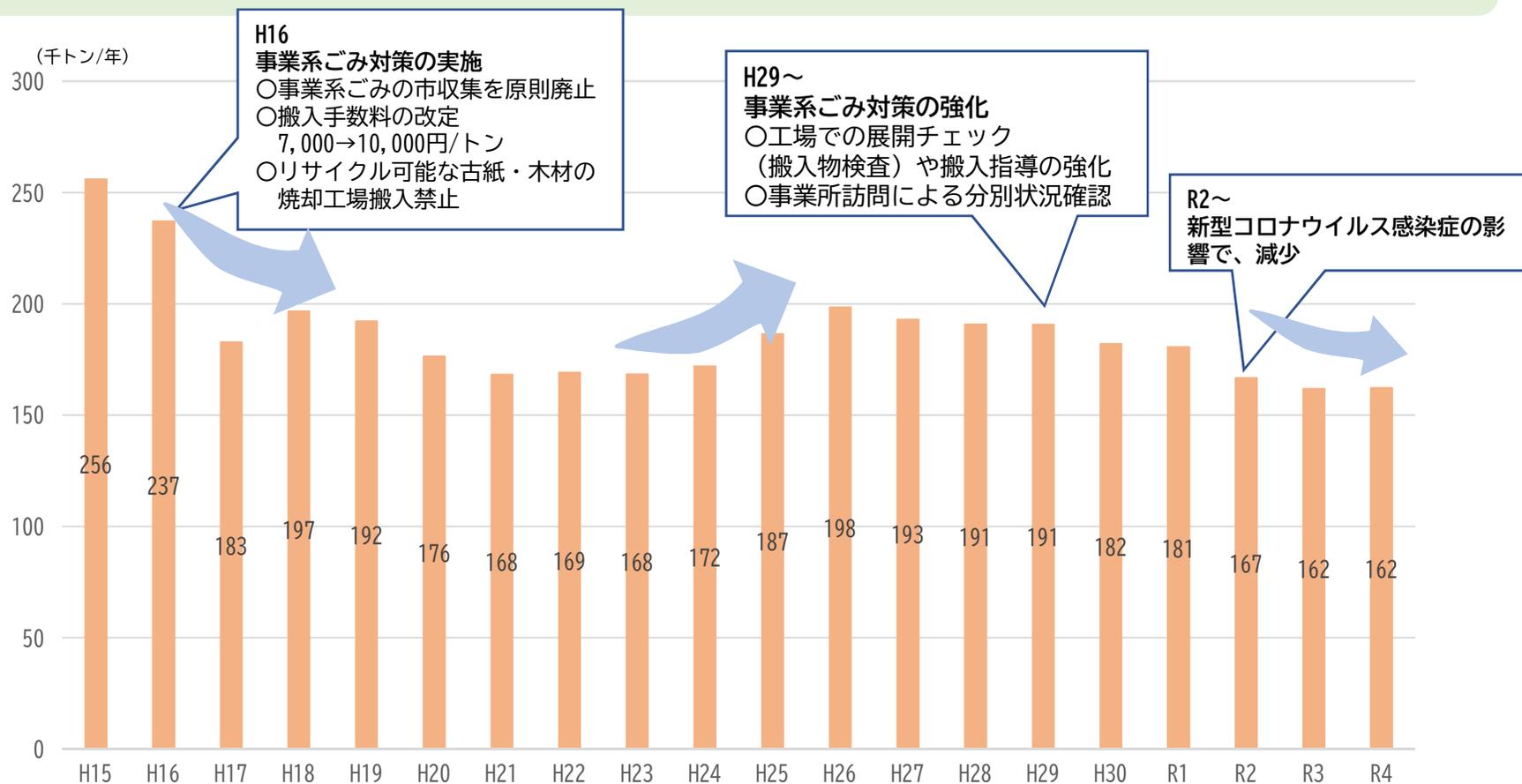
- ▶ 家庭ごみは、平成18年度の家庭ごみ収集制度の見直しや、市民の3Rへの取組などにより、年々ごみ量は減少



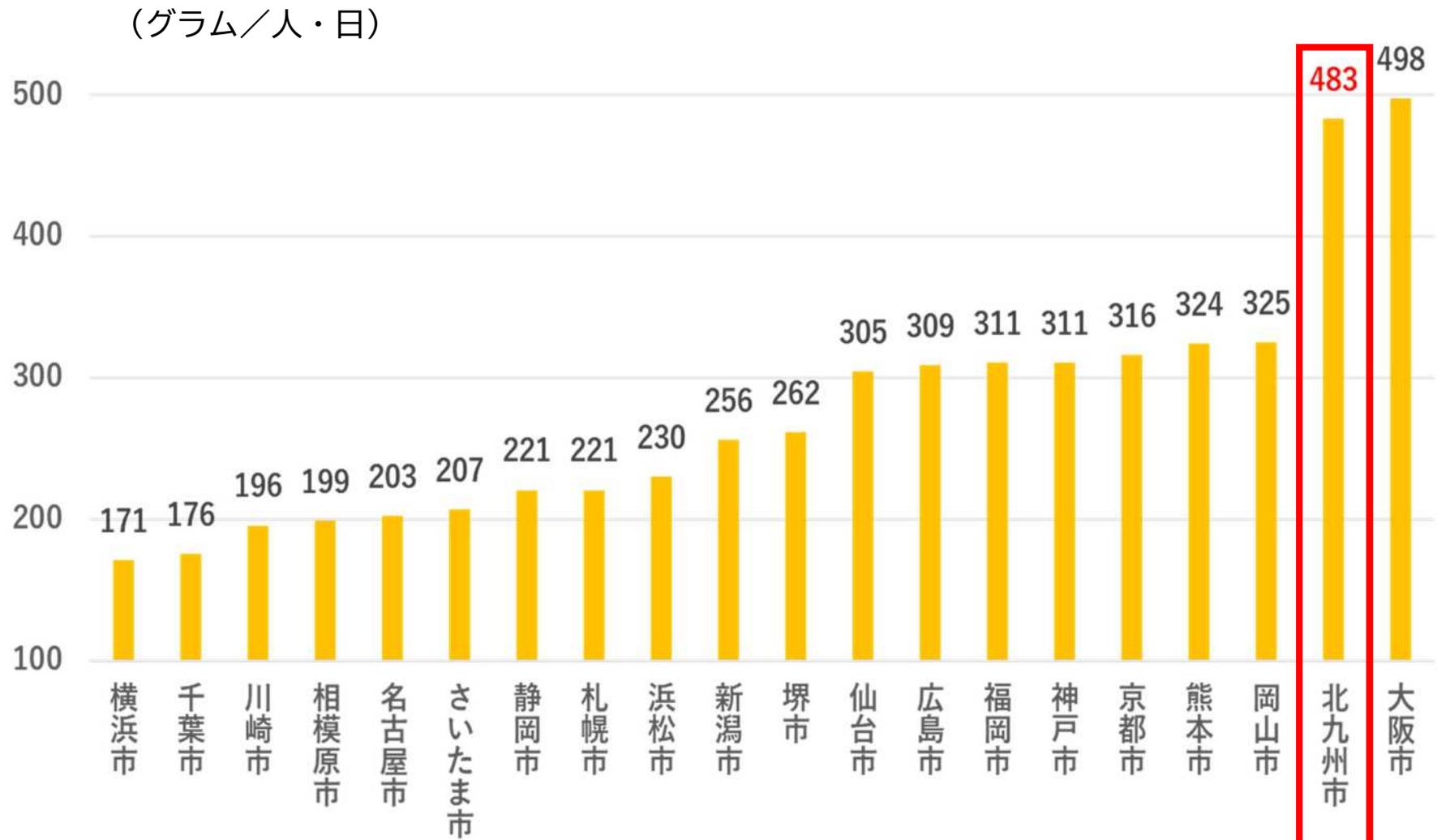
北九州市の廃棄物の状況

<北九州市の事業系ごみ排出状況>

- 事業系ごみは、平成16年度の事業系ごみ対策により減少したものの、その後徐々に増加
- 平成29年度に事業系ごみ対策の強化を図り、その後新型コロナウイルス感染症の影響で、近年は減少



北九州市の廃棄物の状況



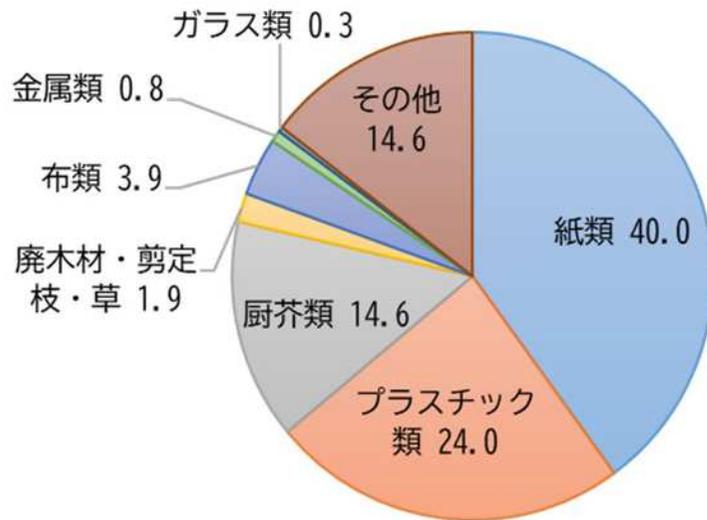
(出典：環境省廃棄物処理技術情報 令和3年度調査結果)

北九州市の廃棄物の状況

<リサイクル可能なごみの混入>

- 事業系ごみの組成調査の結果、分別すればリサイクルできる紙類などが多く含まれている
- 特にコピー紙や段ボールなど紙類が40%、プラスチック類24%が混入している

【事業系ごみの組成調査】



※R2年度事業系ごみ組成調査結果

【事業系ごみに混入した紙類、ペットボトル】



焼却工場に搬入できない主な事業系ごみ

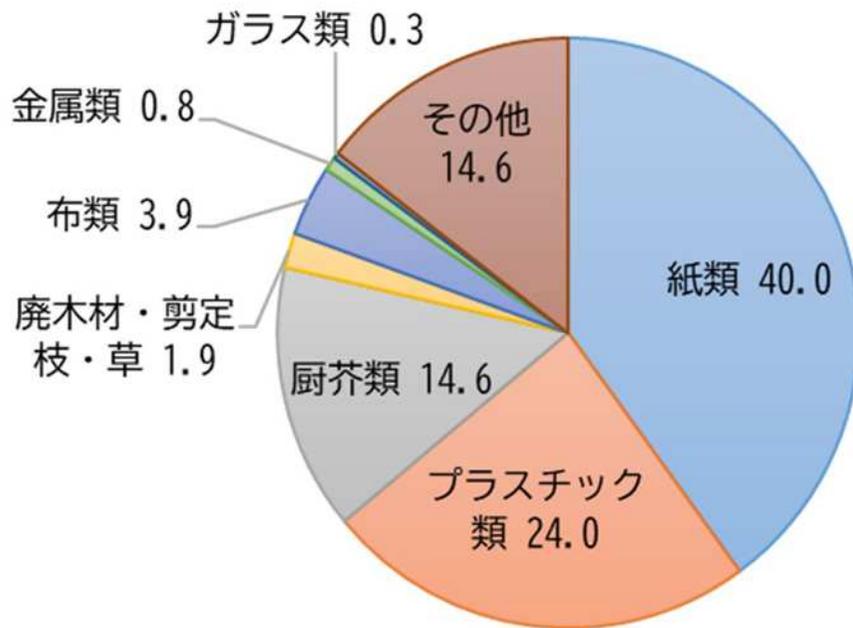
- ・ 産業廃棄物（金属、プラスチックなど）
- ・ リサイクル可能な古紙、木材

紙類の分別リサイクル

紙類の分別リサイクル

【事業系ごみの組成調査】

【焼却工場に持ち込まれた資源化物】



段ボールや雑がみなどの紙類



リサイクルが可能な紙類が、まだ多く含まれています！

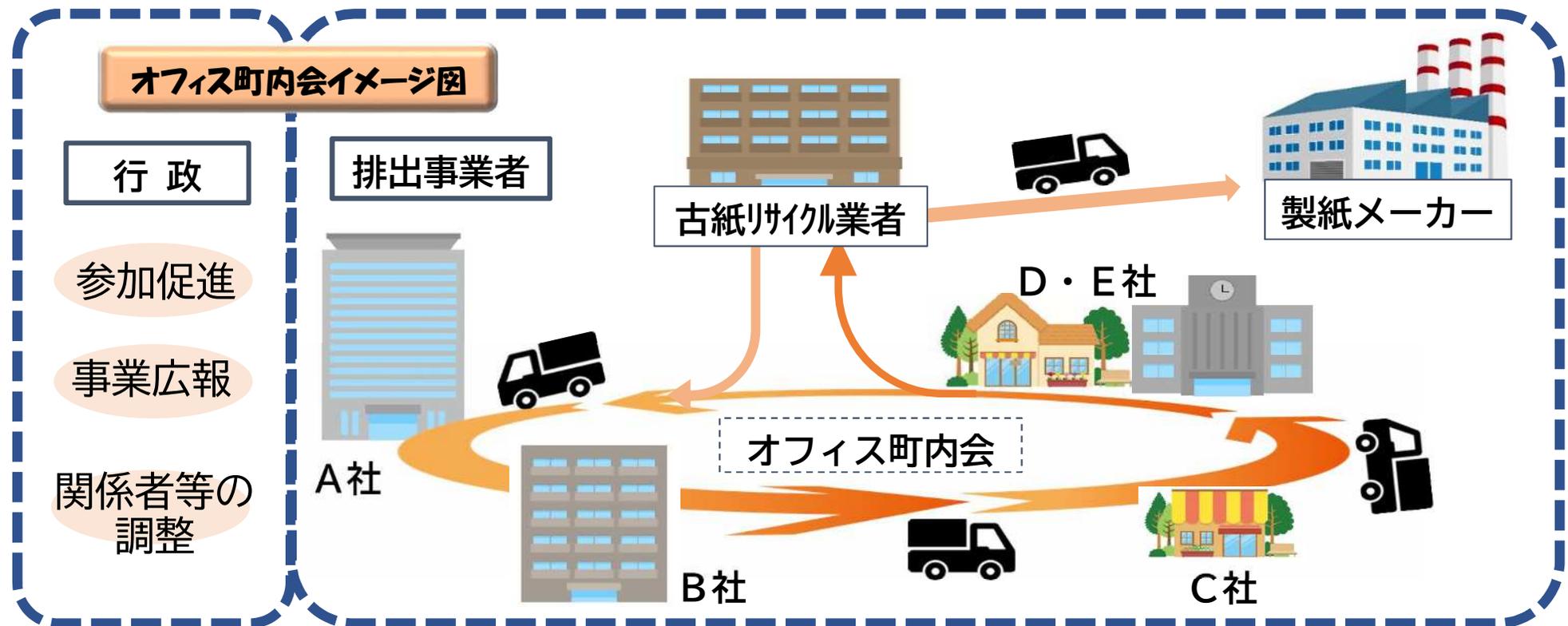
紙類の分別リサイクル

<オフィス町内会>

「オフィス町内会」

古紙の排出量が少ない近接する事業所同士が協力しあい、一定地区を単位として、古紙リサイクル業者と連携し、一定の周期で回収してもらうシステム [R5実績:13団体、239トン回収]

- ▶ 古紙リサイクル業者と連携し、行政がテナントビルやオフィスビル、商店街などに働きかけて、拡大を図る



紙類のリサイクル

<紙類分別備品の提供>

- 雑がみ分別ボックス（無料配布）



90Lサイズ：幅56cm×奥行39cm×高さ65cm
45Lサイズ：幅45cm×奥行26cm×高さ53cm

- 古紙保管庫（無償貸与）



1坪タイプ・0.5坪タイプの2サイズあり

紙類の分別リサイクル

<機密古紙の処理について>

機密古紙の処分



ファイルやバインダーの
取り外し



古紙回収事業者にご相談ください！



紙類の分別リサイクル

市内のリサイクル業者

古紙リサイクル業者

- ① リサイクル業者数
20社（紙類を持ち込める業者数）
- ② 受入品目
新聞紙、チラシ、雑誌、カタログ、段ボール、雑がみ、機密古紙
※機密古紙の受入には処理費用が必要
- ③ リサイクル方法
古紙リサイクル業者で不適物を取り除き、種類別に分け梱包した後、製紙工場等で溶解などの工程を経て、トイレットペーパーや段ボールなどの紙製品に再生
- ④ 処理単価
 - ・ 無料引き取り、有価買い取り（30～70円/10kg）の場合がある
 - ・ 機密古紙の処理は250円～/10kgが必要

※収集委託の場合は、別途収集運搬料金が必要

プラスチックごみの分別 リサイクル

プラスチックごみの分別リサイクル

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について（プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向）

【プラスチック使用製品設計指針】プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を環境配慮設計にすること。

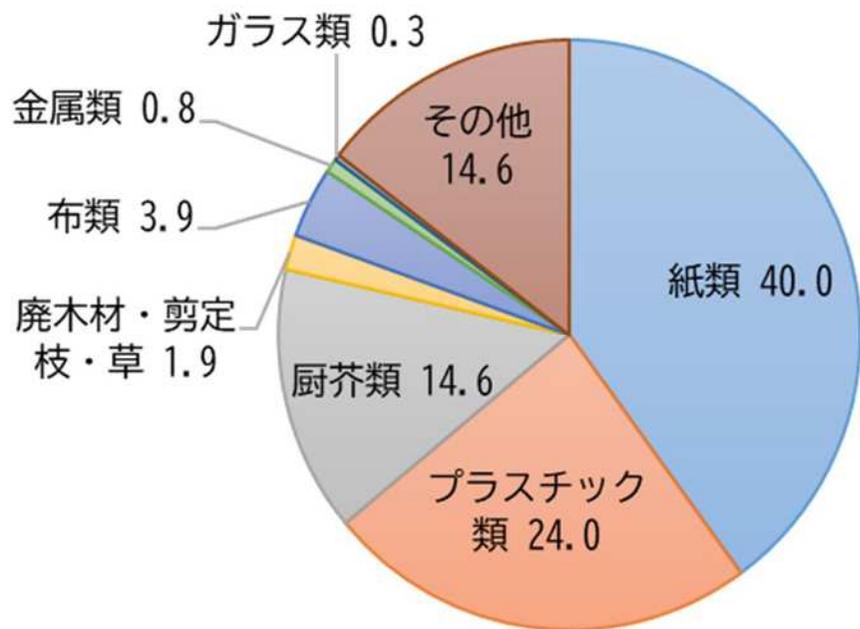
【使用の合理化】プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること。

【製造・販売事業者等による自主回収】自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して行うこと。

【排出事業者の排出抑制・再資源化等】排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制及び再資源化等を実施することに努めること。

プラスチックごみの分別リサイクル

【事業系ごみの組成調査】



【焼却工場に持ち込まれた産業廃棄物】



PPバンド



ペットボトル



焼却工場には産業廃棄物は搬入できません!!

行政による施策

◆ 事業所に対する啓発・指導

1. 集中的な事業所訪問

- ・大規模事業所や飲食店を中心に事業所を訪問し、減量リサイクルの取り組みを説明

2. 廃棄物管理責任者 講習会の開催

◆ 焼却工場での受入体制・指導

1. 市による事業系ごみの収集を廃止 (H16/10)

2. 搬入品目の制限 (リサイクル可能な紙類・廃木材)

3. 搬入指導・展開検査・排出者指導 (R3年度～)

行政による施策

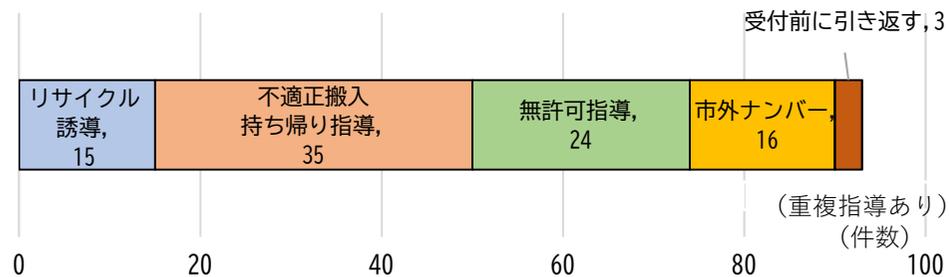
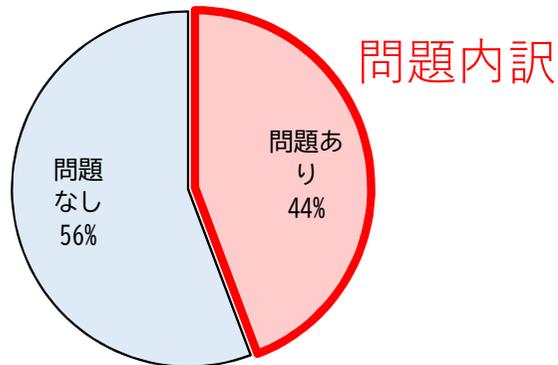
< 搬入前検査の実施 >

搬入物の検査内容

- ・ 産業廃棄物が入っていないか
- ・ 北九州市以外のごみ搬入されていないか
- ・ 搬入基準以外のものが入っていないか

違反が見られた場合

- ・ 持ち帰り指導
- ・ 文書による警告書
- ・ 排出元への指導



食品ロス削減について

廃棄食品のリサイクル

食品ロスとは・・・

- 「食品ロス」とは、**まだ食べられるのに廃棄**されている食品
- 令和4年度の食品ロスの発生量は約472万トン（うち家庭系約236万トン、**事業系約236万トン**）と推計。

● 発生原因

<事業所> 売れ残り・規格外品・客の食べ残し

- ① **消費者の過度な鮮度・品質基準の要求**が大きく影響
（例）品切れを起こさないよう求める傾向
規格や品質をそろえた食品の提供
消費者の購買行動に対応した商慣習（3分の1ルール）
- ② **食べ残しの割合は、宴会・宿泊系**が最多
宴会15.2% 結婚披露宴22.5% レストラン3.1%

消費者側も
欠品の許容、
規格外の活用、
賞味期限の理解を

宴会の参加者にも
工夫が必要

廃棄食品のリサイクル

食品ロス対策 ～「残しま宣言」運動

外食時の取組

- 一. **食べ切ることができる量を注文します！**
- 一. 宴会時に食べ切りを声かけします！
- 一. グループ間で料理をシェアします！
- 一. **食事を楽しむ時間をつくります！**
 - ※ 開始後30分、終了前10分など
- 一. 注文した料理は食べ切ります！



家庭での取組

- 一. 必要以上に買いすぎません！
- 一. 買った食材は使い切ります！
- 一. 作った料理は食べ切ります！
- 一. 生ごみを捨てる時は水を切ります！
- 一. 賞味期限と消費期限の違いを理解します！



食品ロス対策 ～ 飲食店との連携

● 「残しま宣言応援店」登録制度

食品ロス削減に取り組む飲食店を「残しま宣言応援店」としてPR(約307店舗)

取組項目

- a. 特典付与
(食べ切ったグループに割引券付与など)
- b. 提供量の調整
(小盛メニュー導入、料理内容変更など)
- c. 持ち帰り対応
(希望者への対応)
- d. お声がけ運動
(食べ切りを促すお声がけの実践)
- e. 啓発活動
(掲示物などによる啓発活動)
- f. 独自の取組み
(苦手な食材の変更など)



「残しま宣言応援店」はこのステッカーが目印!



©ていたん&ブラックていたん,北九州市

「残しま宣言」の詳細や応援店の一覧は、
下記のホームページから確認いただけます。

北九州市 残しま宣言

検索



食品ロス対策 ～「食品ロス削減サポーター」登録募集中

～飲食店利用者も食品ロス削減にご協力を！～

- 企業・団体等毎に、宴会時などの外食時の食べ残しを削減
例) 予約時に適量を注文、開始時に幹事が声かけ、3010運動等



- 市のホームページに取組内容(写真・コメント)をご紹介
SDGs とからめて他企業・団体などにも広めていくことで、市全体の機運を盛り上げていく。



●市のSDGs登録制度
のチェック項目にも!



北九州市 食品ロス削減サポーター

検索



まとめ

- リサイクルできるものは少量でもしっかりと分別を！
- 雑がみや機密古紙なども分別してリサイクルを！



まずは減量化・資源化に向けてあらゆる努力を

ご清聴ありがとうございました